

報道機関 各位

資料提供 令和6年5月31日
産業労働部 産業政策課
団体・金融チーム
担当者 鷺谷・伊藤
TEL 018-860-2215
美の国あきたネット掲載 (有)・無

県制度融資「賃金水準向上資金」の利用について

県では、生産性向上や規模拡大により、賃金水準向上に取り組む県内中小企業に対して、社債発行による長期安定的な資金調達を支援する「賃金水準向上資金」を創設しました。

社債発行は、自己資本比率などの一定の適債基準を満たした優良企業に限定されるため、企業の信用力や評価向上につながるものであり、今後ますますの事業発展が期待されます。

このたび、本資金の利用（社債発行）がありましたので、当該企業を紹介します。

1 企業の概要

企業①

発行企業	株式会社マルビック（代表取締役社長 千葉 喜義）
所在地	大仙市高関上郷字高屋敷80-1
業種	産業機械器具卸売業
発行額	3,000万円
発行期間	5年
企業紹介	一人ひとりが社会から必要とされるプロを目指し、そして社会から必要とされる企業を目指しています。また、チームワークを重視し、一人ひとりの意見を尊重し、共に成長することを大切にしています。今後とも地域の皆様のお役に立てるよう取り組んでまいります。
取扱金融機関	株式会社 北都銀行

2 令和6年度利用実績（令和6年5月31日時点）

発行件数 5件（前年度実績 計47件）

発行額 1億9,000万円（前年度実績 計30億9,000万円）

(参考)

「貸金水準向上資金」の概要

- ・対 象 者 次の①～③のすべての要件を満たす中小企業者
 - ①県内において1年以上事業を営んでいる
 - ②給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を原則として3年以上実施するための貸金水準向上計画を策定し、取扱金融機関の確認を受ける
 - ③次のいずれかの適債基準を満たしている
 - (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であり、自己資本比率が20%以上または純資産倍率が2.0倍以上、かつ使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること
 - (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、自己資本比率が20%以上または純資産倍率が1.5倍以上、かつ使用総資本事業利益率が10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること
 - (3) 純資産額が5億円以上であり、自己資本比率が15%以上または純資産倍率が1.5倍以上、かつ使用総資本事業利益率が5%以上またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること
- ・融 資 枠 60億円
- ・限 度 額 5億6,000万円（最低融資可能額3,000万円）
- ・融資期間 2年以上7年以内（期日一括償還または定時償還）
- ・融資利率 金融機関所定利率
- ・保証料率 0%（県全額補助）
- ・実施期間 令和4年4月1日～